



VI 教育委員会としての当面の取組の主な対応状況

平成23年5月24日現在
千葉県教育委員会

1 被害の状況

(1) 施設被害

県立学校の75%、市町村立学校の47%で被害を受けており、被害施設数は県立中学・高校130校中103校、県立特別支援学校34校中20校、市町村立学校1,242校中587校、県民向け教育機関21施設中17施設となっている。

(県立学校の主な被害状況)

校舎・体育館被害107校 給排水設備被害56校
液状化被害17校 グラウンド被害19校

(2) 臨時休校・休館

3月14日(月)には県立学校141校、市町村立小中学校(千葉市立除く)145校が臨時休校したほか、その後も多くの学校や県民向け教育機関が臨時休校・休館せざるを得なかった。

(3) 授業への影響

① 県立浦安南高校

地盤沈下など大きな被害があり、安全な教育活動を続けるのが困難なため、4月から、旧県立船橋旭高校に一時移転して授業を実施している。

② 香取市立新島中学校

校舎が使用できないため近隣の香取市立新島小学校の校舎を使用している。

2 取組における基本的考え方

(1) 復旧・復興に向けた施策を提示

東日本大震災による災害復旧・復興に向け、全庁で定めた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針(骨子)」を踏まえ、復旧から復興に向けての取組を、教育委員会として円滑に実施していくため、基本的考え方を提示する。

(2) 基本的考え方

① 地域のマンパワーの結集と共助による事業推進

- ・市町村、県、国だけでなく、多様な主体が連携して事業を推進する。
- ・他県への支援事業を推進する。

② 地域の核としての、安全・安心な学校づくり

- ・地域住民の避難場所ともなる、災害に強い学校づくりを推進する。

③ 教育全般にわたり復興・防災の視点から施策を点検

- ・今回の震災を契機として、従来の教育委員会の施策を見直す。

(3) 事業について、年度内に実施する事業を、次の視点から整理し、提示する。

① 時間軸による整理

緊急性が高く、既に実施している事業、速やかな実施を予定している事業、細目の検討後に実施していく事業の3区分とした。

②支援対象による整理

県民への支援または県外被災者への支援の2区分とした。

3 取組の推進

- (1) 県内市町村教育委員会等と連携
- (2) 1都3県教育委員会と連携（東京・神奈川・埼玉・千葉）
- (3) 1都9県教育委員会と連携（全国教育委員会連合会関東ブロック）
- (4) 県外被災県教育委員会と連携
- (5) 国に対しても支援措置を随時要望

* * *

平成23年10月1日現在
千葉県教育委員会

1 「地域のマンパワーの結集と共助による事業推進」

- (1) 被災後の児童生徒等への心のケア
 - ・ スクールカウンセラーの派遣を3月16日より派遣し、9月末までに31校（うち高校7校）へ32人、延べ942時間派遣し、10月も、県内の小中高等学校19校（うち高校4校）に派遣している。
 - ・ 東京都や県臨床心理士会と連携して、宮城県、岩手県及び福島県へ32人派遣し、10月も福島県へ2人派遣している。
- (2) 教育施設における節電対策
 - ・ 「千葉県における夏期節電対策」に基づき、節電対策を実施した。
7・8月分の節電対策の実績では、昨年度の使用最大電力量の15%以上の節電を目標とする県立学校を含む156施設で電力抑制率は27%となった。
- (3) 放射線に関する情報提供
 - ・ 6月に県立学校16校のプール水の放射線量に関わる水質検査をし、放射性物質を「検出せず」という結果を公表した。
 - ・ 7月より県立学校等の校庭等の放射線量の測定を実施し、実施した県立学校30校、青少年教育施設2施設については、文部科学省が示している校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安（1時間当たり3.8マイクロシーベルト）、更には放射線量低減策を実施する場合の指標（1時間当たり1マイクロシーベルト）を下回っているという測定結果を公表した。
 - ・ 10月より、東葛飾地域の全県立学校を含む51校を対象として、放射線量の高い学校を特定することにより、今後の対応について具体的な検討を進めていくため、校庭の空間放射線量の測定を実施している。結果については、報道

発表及び教育委員会ホームページに掲載している。

- ・ 本年度から新学習指導要領の先行実施により、中学校3年生で放射線の性質や利用について学習することとなり、その準備として年間指導計画の見直しや実験器具の用意等、学校や教職員への周知を図ってきた。10月14日に文部科学省から発表された、放射線に関する副読本の活用方法を、指導主事学校訪問や各種研修会等で適切に指導していく予定である。

(4) 被災した生徒の入学料免除支援

- ・ 10月1日現在で、県外被災者と県内被災者、合わせて69校で、142名、791,650円の入学料を免除している。

(5) 県外被災者の受入れ

- ・ 社会教育施設への受入れでは、10月1日現在、鴨川青年の家で371名を受け入れている。
- ・ 被災地域の生徒等の受入れについては、就学機会の確保等の観点から、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかな受入れに努めてもらっている。9月1日現在、県立高等学校65校で100名、県内の特別支援学校5校で33名、県立以外の公立小・中・高等学校で590名、合計723名が在籍している。このうち約86%が福島県からの受入れとなっている。

(6) 被災県への教員等の派遣

- ・ 被災地における義援金の申請・受付業務に、教諭6名（高校教諭4名、特別支援学校教諭2名）、実習助手1名を含む12名を派遣している。

2 「地域の核としての、安全・安心な学校づくり」

(1) 障害のある児童生徒の心の教育に関する取組

- ・ 震災後、情緒不安定になっていた特別支援学校の児童生徒6人について、学級担任や養護教諭が中心になってケアに努め、心の安定を図ってきた。

(2) 震災被害に遭った県立学校施設の早期復旧

- ・ 復旧できるものは応急復旧を含め、早期改修に努めてきている。
- ・ エキスパンションジョイントのカバーの損傷など、軽微な被害の学校については、おおむね改修工事を終了した。
- ・ 液状化により、地盤沈下や埋設管の破断など、大きな被害のあった学校については、現在、復旧工事を進めていて、年度内には完了予定である。
- ・ 浦安南高校は9月1日から本来の校舎での教育活動を再開した。また、引き続き、建物周辺の整備やグラウンドの復旧工事を行い、年内中には完了予定である。

3 「教育全般にわたり復興・防災の視点から施策を点検」

(1) 「災害時広報マニュアル」の見直し

- ・ 災害発生時に、安全に関する情報や教育委員会の講じた対策等を適時かつ

適切に広報するために、「災害時広報マニュアル」を作成した。学校等の被害状況や運営状況を一元的に管理するとともに、ホームページや報道機関を通して公表するまでの道筋を明確にし、情報の錯綜による混乱を防止し、県民の安全・安心を確保するとともに、早期の学校等の施設再開及び教育活動の平常化に資する。

- ・ 各学校、各課へ配付するとともに、庁内ホームページへ掲載した。また、広報主任会議や県立学校長会議にて周知徹底を図った。

(2) 防災教育・安全教育のより一層の充実

- ・ 地震直後、県内の小・中・高・特別支援学校 37 校（うち高校 11 校，特支 3 校）を抽出し、震災時における対応状況調査を実施した。その結果を踏まえ、各種会議で、学校安全計画等の見直しを周知するとともに、防災事業推進のための実践的な研修や地域と連携した防災事業を実施してきている。
- ・ 7 月に実施した第 1 回防災教育調査については、10 月 20 日付けで結果を報告し、今後の取組の重点を示した。
- ・ 教育委員会では、防災教育の見直し、記録の保存など各種の指摘があった。なお、記録の保存に関しては、校長協会からの資料提供もあった。
- ・ 今後は、見直しを実施した学校安全計画及び危険等発生時対処要領の再度の点検を進めるとともに、想定外の災害に対し、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成を目指した防災教育に取り組んでいく。

(3) 市町村との連携を密にした防災体制の在り方の見直し

- ・ 山武市立睦岡小学校，南房総市立和田中学校，県立姉崎高校及び県立東金特別支援学校の 4 校をモデル校に指定し，合同防災訓練や防災授業を公開し，地域とともに効果の検証・課題の把握を行い，より実効性のある防災教育を推進している。